

(政務活動費用)

(様式1)

出張報告書

令和4年7月28日

釧路市議会議長 松永 征明 様

会派名 日本共産党議員団

代表者名 村上 和繁



次のとおり、政務活動費による出張を終えましたので報告します。

受命者	西村 雅人
出張先	長野県松本市
期間	令和4年7月22日～令和4年7月25日（4日間）
用務	「第64回自治体学校 in 松本」参加
調査（研修） 結果等の概要	別紙のとおり
備考	

- 注) 1 資料等がある場合、添付すること。資料は、事務局経由で会派へ返却するので、本出張報告書（原本）とともに会派で保管すること。
- 2 調査結果等の概要は、別紙による記載も認める。

## 「第64回自治体学校 in 松本」に参加して

2022年7月25日

日本共産党議員団 西村 雅人

2022年7月23日～25日まで長野県松本市で、「第64回自治体学校 in 松本」に参加したので、以下報告する。

初日の全体会の記念講演では、奈良女子大学の中山徹教授が「参院選の結果とこれからの課題」というテーマで行われた。内容は、7月10日投開票された参院選の結果について詳細に分析するものであった。先の参院選の結果については、マスコミでは自民党と維新の党の勝利と報じている。しかし票を細かく分析すると必ずしもそうではないことが言える。例えば自民は比例では18議席獲得したが、これは前回よりも減らしている。選挙区では確かに45議席と前回より大幅に増えてはいるが、これは1人区での勝利によるものである。1人区では自民は28議席とつたが、これに対し野党共闘は3議席という結果であった。野党共闘が後退してしまったことにより、自民が漁夫の利を得た形になった。自民が評価されたとは決していえないのである。維新の党にしても、重点選挙区としていた東京、京都では取れなかった。確かに比例で伸ばしていることは事実だが、維新、国民民主党、参政党+αで第3極をつくりそれが過半数を確保することは不可能である。維新が政権につくには、自公連立に入るしかない。その場合自民批判をしてきたことと整合性がとれなくなってしまう。よって国政レベルでは維新は展望を見いだせていないといえる。今回の参院選で、野党共闘は失敗したとえるのであろうか。野党共闘が3年前と比べ14議席減らした理由は、国民民主が野党共闘から離脱して-6、1人区で減らして-6、比例で減らして-2という具合である。立憲民主党、共産党、社民党、れいわ新選組の野党共闘を維持したにもかかわらず議席を減らしたのは、惨敗したというよりも2016年、2019年に成立した野党共闘が維持できなかったからと考えるべきである。これからの選挙では以前のような共闘に戻すべきと感じられた。

これからの課題については、マスコミの世論調査で上位に占めることは、景気・雇用、社会保障・医療・福祉、物価高対策である。憲法改正は下位になっている。また、憲法に自衛隊を明記すべきと答えた人は51%になっているが、9条を変える必要があるかの問いには59%がないと答えている。9条を変えることがどのような意味を持っているのかが、国民には十分伝わっていないことが言える。次に地方政治の今後についても言及があった。都道府県知事選挙で一番多いのは与野党相乗り型と保守分裂型で7割程度を占めている。国政選挙と違い、地方政治における野党共闘は一般的ではない。そのためどうすれば地方政治を変革できるかが、市民に伝わっていない。しかし市区町村長選挙では、東京都杉並区長選、千葉県柏市長選、東京都武蔵野市長選、横浜市長選、兵

庫県宝塚市長選、東京都日の出町長選、東京都小平市長選、沖縄県宮古島市長選などで野党共闘の候補が勝利している。地域における野党共闘は、国政を変えるためだけではなく、地方政治を変えることも追及すべきである。各地域で国政選挙を対象とした野党共闘は進めているものの、地方政治では与野党相乗りやむなし、という姿勢ではいつまでたっても地域は変わらない。支所廃止、学校統廃合という市民が圧倒的に反対していることをやろうとしている本市においてもその通りと言えるのではないだろうか。また講師は社会保障制度の抜本的改善を進めることで地域福祉の向上を図ることを強調した。社会保障の経済効果、雇用効果は大きい。同じ金額を公共工事に使うよりも、高齢者福祉に使った方が経済効果は大きい。社会保障の予算は多くが地元で循環する。社会保障分野で安心して働けると地域経済は活性化する。公共施設等総合管理計画、コンパクトシティなどは、人口減少に対応して地域を縮小する考えである。郊外で暮らし続けることは困難になる。「生活不便→都心部へ転居→公共施設、民間サービスの縮小→生活不便」という悪循環が全国で発生している。生活圏内に日常生活を支える公共的施設とサービス、良質で安価な賃貸住宅の整備が暮らし続けられる地域になる。またバスの完全無料化も提案した。ヨーロッパでは、100程度の自治体で導入済みだが、高齢者の健康が維持され、交通事故の減少、渋滞の緩和、環境問題への寄与にもつながっているそうである。この点でも釧路市は参考にすべきであると痛感した。また大半の自治体が自治体DXを進めている。その枠組みは政府が決定し、自治体が独自に進めてきた上乘せ、横出しが認められなくなるとし、自治体は国の下請けになってしまうことに警鐘を鳴らした。最後に住民自治の拡充について言及があった。行政に対する市民の不信は、市民の意見を聞かない、反映しない仕組みになっているからだ。まちづくりは、自覚的な市民の形成である。市民はまちづくりを通じて成長する。この点でも、釧路市は鉄道高架を中心としたまちづくり計画について、市長が自ら住民説明会を開催することになっているが、市民に不信感を抱かれないようチェックしなければならないと感じた。初日の記念講演は大変示唆に富むお話だった。

2日目は分科会が行われた。私は「自治体民営化のゆくえー『公共』の変質と再生」というテーマに参加。八王子合同法律事務所の尾林芳匡弁護士が講師を務めた。講演の内容は以下の通りである。我が国の自治体民営化のあらまは、1999年にPFI法の制定、2003年に公の施設の指定管理者制度の導入（地方自治法改正による）、同年に地方独立行政法人法の制定が主な流れである。

第1のPFI法についてであるが、正式名称は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律という。民間の資金やノウハウにより公共施設の建設と調達を行うものであるが、問題点が出てきている。第1に、財政難であっても施設建設を推進してしまう。第2に、自治体の関与と住民の立場が後退してしまう。第3に、自治体と大企業の癒着のおそれがでてしまう。第4に、事故が起きた場合自治体が損失の負担

をしなければならなくなってしまう。第5に、長期的にみると自治体の経費負担がふえることである。道内の事例では、岩見沢市の生涯学習センターPFI事業者が市長に多額の献金をしていたことが報告された。また、会計検査院はPFI事業に関して、国の機関に改善を求める事例も起きている。会計検査院の調べによると、平成14年から30年の間、契約に沿った適正なサービスが提供されていない「債務不履行」が、57の事業のうち26の事業で2367件もあったことが分かった。そのため契約元の国の機関に再発防止に向けた改善を求めた。サービス購入型のPFI事業ではとりわけ注意が必要である。

また指定管理者制度についても課題は残されている。とりわけ、住民サービスの低下、癒着、雇用問題に関する問題が多い。全国的にももうからない、従業員が確保できないという理由で、指定管理者が撤退する事例が相次いでいる。総務省自治行政局長は「指定管理者の運用について、留意すべき点も明らかになってきた」と述べている。また片山善博総務大臣（当時）も「コストカットのツールとして使ってきた嫌いがあります」と発言している。本市においても、音別町認知症高齢者グループホームの指定管理者が撤退後休止状態になっているが、一たび撤退すると再開は極めて難しく、自治体が責任を取らなければならないのではないだろうか。

地方独立行政法人についても、課題は多い。例えば、住民サービスの後退のおそれ、住民自治・住民参加の後退、議会の関与の後退・空洞化、職員・労働者の身分保障と権利のはく奪といった問題である。事例としては、首都大学東京で教員に任期制を強要したり、大阪府立病院では様々な手数料の値上げが行われている。本市では、釧路公立大学が地方独立行政法人になるべく定款制定が議決されたが、上記のような問題が噴出しないか、議会のチェックが必要になるだろう。

講師は「官から民へ、民から廃止へ」という流れを指摘していたが、正にその通りであろう。PFI、指定管理者、地方独立行政法人などは、国が地方を誘導して進めてきた政策である。新自由主義的な性格を有するものであり、一層の注意が必要であると感じられた。

3日目は、大阪市立大学の宮本憲一名誉教授が、「地球環境の危機と地方自治」と題して特別講演を行った。主な中身は以下の通りである。

人類は戦後最大の危機の時代を迎えている。1つは、気温上昇という気候危機である。2つは、新型コロナウイルス感染症による世界危機。3つは、ロシアのウクライナ侵攻による世界戦争が始まる危機である。日本社会はこれらの三大危機に直面している。

この三大危機共通の原因は経済と文明のグローバリゼーションに対して、それを制御する国際的政治組織がないためである。新自由主義を主体としている資本主義を制御する目的がWTO（世界貿易機構）にあるはずだが、十分に機能していない。環境ではWEO（世界環境機構）を作る要求があるができていない。その代わりにSDGsを提唱し

ているが、WEOのような司法的権限はなく、計画と情報宣伝機関になっている。WHO（世界保健機構）はあるが、これも調査と連絡機関で、行政・司法機能はない。この三大危機の対策のために、最も大きな役割を果たしたのが、地方自治体である。例えばコロナパンデミックの第一線で苦闘したのは自治体である。地球環境危機の対策でも自治体が主体にならざるを得ない。

SDGsは17の目標を定めているが、どれか1つに寄与するだけでなく全体に寄与する必要がある。更に、17の目標の内容に問題もある。例えば、第16の目標の「平和」の内容は国際的な戦争・紛争や核兵器の禁止には全く触れず、国内の暴力やテロの防止にとどまっている。SDGsはあと8年足らずである。ウクライナ戦争による混乱を考えるとこの計画は実現できず、再検討しなければならないだろう。

日本は、温暖化政策では先進国中最低である。石炭火力のCO<sub>2</sub>削減の技術開発は未知数である。現実的なCO<sub>2</sub>削減は再生可能エネルギーの開発である。太陽電源の開発には自治体を中心にした住民参加による土地利用・地域経済計画が必要であろう。

温暖化防止の決め手は、再生可能エネルギーを100%にする努力である。自治体は、再生可能エネルギーの普及を進める責任が生まれた。積極的な自治体の例を見ると、自然エネルギーの収入が市税収入よりも多くなるほどの効果をあげている。地方公務員が国の行政を先取りし、地球環境の危機を乗り越える政策を提示しそれを進めなければならない時代が来たのである。

講演の要旨は上記の通りである。気候危機を乗り越えるには、自治体の役割が大きいことを痛感した。国の指示通りに動いているだけでは、事態は打開しない。本市においても、石炭火発に頼るのではなく、釧路の気候風土に応じた再生可能エネルギーの研究開発を進めなければならない。

3日間でオンライン参加も含め、延べ1000人以上が参加した今年の自治体学校。党派を超えた地方議員、管理職も含めた自治体労働者、学者・研究者など多彩な参加者と意見交換できたことも大きな収穫になった。今後の議会活動に生かしていきたい。

以上